

交通事故等における懲戒処分基準（平成25年9月6日から適用）

1 懲戒処分基準表

No.	事故等の程度 事故等の事由	致死	傷害の程度		物損	無事故の場合
			重傷 (30日以上)	軽傷 (30日未満)		
1	酒酔い運転 (※1)	免職	免職	免職	免職	免職
	措置義務違反あり	免職	免職	免職	免職	—
2	酒気帯び運転 (※1)	免職、停職	免職、停職	免職、停職	免職、停職、 減給	免職、停職、 減給
	措置義務違反あり	免職	免職	免職	免職、停職、 減給	—
3	無免許運転	免職	免職、停職	停職	停職	停職
	措置義務違反あり	免職	免職	免職、停職	停職	—
4	速度超過	免職	免職、停職	停職、減給	停職、減給、 戒告	停職、減給、戒告、 文書訓告、 嚴重注意
	措置義務違反あり	免職	免職	停職	停職、減給	—
5	その他の法令違反	免職、停職、 減給	免職、停職、 減給	減給、戒告、 文書訓告	減給、戒告、 文書訓告	戒告、文書訓告
	措置義務違反あり	免職、停職	免職、停職	停職、減給	停職、減給、 戒告	—

※ 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をしていることを知りながら同乗し、又は飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、飲酒運転を行った場合と同様に、上記基準により処分するものとする。

2 その他

- ① 上記については、違反又は事故の状況等により、加重又は軽減することができるものとする。
- ② 事故の前歴がある場合は、処分を加重することができるものとする。
- ③ 管理監督すべき立場にある者が適切な指導を欠いた場合には、処分の対象とするものとする。
- ④ 事故報告を怠った者については、処分を加重することができるものとする。

※ 交通事故等が発生したときは、山形市職員服務規程第20条の規定に従い、当該職員は速やかにその内容を所属長に報告し、その報告を受けた所属長は、速やかにその状況を調査して事故報告書により人事担当課に報告すること。